

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 遺言での認知

Q : 私には、愛人との間に3歳になる子供がいますが、本妻がきびしく、愛人の子を認知することは大変です。

聞くとところによると、遺言で認知することができるそうですが、本当でしょうか。

A : 遺言による認知もできます。

【解説】

認知とは、認知者である父親が、非嫡出子、すなわち婚姻外で生まれた子を自分の子であると承認する行為です。その結果、認知者と非嫡出子との間に、親権、扶養、相続といった法律上の父子関係が成立することになります。つまり、父親が認知しない限り非嫡出子に相続権はなく、認知されてはじめて相続権を手にするのです。

認知には父親の意思による「任意認知」と裁判手続きによる「強制認知」があります。

「任意認知」は父親の意思により役場へ届ければよく、遺言によってすることもできます。

遺言による認知は、遺言書に子の本籍、氏名、生年月日を記載し、「遺言者と〇〇(女性)との間の子であるから認知する」と記載して行います。この場合、遺言者が死亡した時に効力を生じ、死後、戸籍法の規定に従って市町村役場に届出をする必要があります。それには、遺言の中で遺言執行者を指定し、その遺言執行者が遺言書の謄本を添えて認知の届出をする形が一般的です。

